平成 23 年度
囲碁少年少女育英資金に関する事務手続き要領

「囲碁の学校教育への導入推進事業」
「子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業」

育英資金運営委員会
公益財団法人 日本棋院

「すべての日本の子供達に囲碁の素晴らしさを伝えたい」

これは、囲碁という技芸を研鑽発達させるとともに、囲碁という我が国の誇るべき伝統文化を次世代へと引き継ぎ、囲碁を通して社会に貢献することを目的とした日本棋院にとりまして、最も重要な使命の一つです。

「囲碁少年少女育英資金」は、日本棋院理事長としてこの使命実現のために文字通り命を賭して情熱を注ぎ込み、志半ばで急逝した故加藤正夫氏の一周忌を期して、氏の遺志実現と棋院の使命とにご賛同いただいた多くの皆様の善意が集まり創設に至りました。当育英資金は、子供達を愛し、囲碁を愛し、囲碁という文化にご理解頂いた多くの方々の思い出を、日本棋院に託されたものと考えています。

このような皆様の思いに最も適った事業として、私ども日本棋院は育英資金により下記事業を実施いたします。

これらの事業の推進により、囲碁を通して子供達の教育と健康に資することで、棋院の公益法人としての使命を果たすと共に、社会に貢献することを当育英資金の目的といたします。

囲碁少年少女育英資金の概要

責 任 者:日本棋院理事長

設　　立:平成 18 年 8 月 1 日

設立趣意:「すべての日本の子供達に囲碁の素晴らしさを伝えたい」という故加藤正夫理事長の遺志と、日本棋院の使命に賛同いただいた多くの皆様の善意が集まり創立された。

事業内容:**① 囲碁の才能育成のための奨学金事業**

② 囲碁の学校教育への導入推進事業

③ 子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業

その他、目的を達成するための必要な事業

資　　産:設立当初の寄付金 1,800 万円、棋院からの当初拠出 500 万円

計 2,300 万円を当初資金とし、寄付金、利息、その他収入および日本棋院からの拠出金をもって運営する。

運営方法:日本棋院常務理事会が運営の責任を負う。

運営は囲碁少年少女育英資金運営委員会に委託する。

ご支援・ご協力のお願い

当資金は、囲碁と日本棋院の事業にご理解を頂いた皆様のご支援を基盤としております。日本棋院は、当資金の活動により子供たちの教育と健康に寄与することで、皆様のご支援を社会に還元してまいります。当資金の趣旨と目的にご理解をいただき、当資金へのご寄付を皆様にお願い申し上げます。

ご寄付は随時受付けております。個人の方でお振込の場合、一口 10,000 円(何口でも結構です)。法人の皆様には一口の金額は特に定めておりません。

郵便振替口座番号 00160-2-724241 名義 囲碁少年少女育英資金

また、日本棋院本院及び関西総本部、中部総本部、中部総本部、八重洲囲碁センターには、募金箱を常設しておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

ご寄付に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7-2

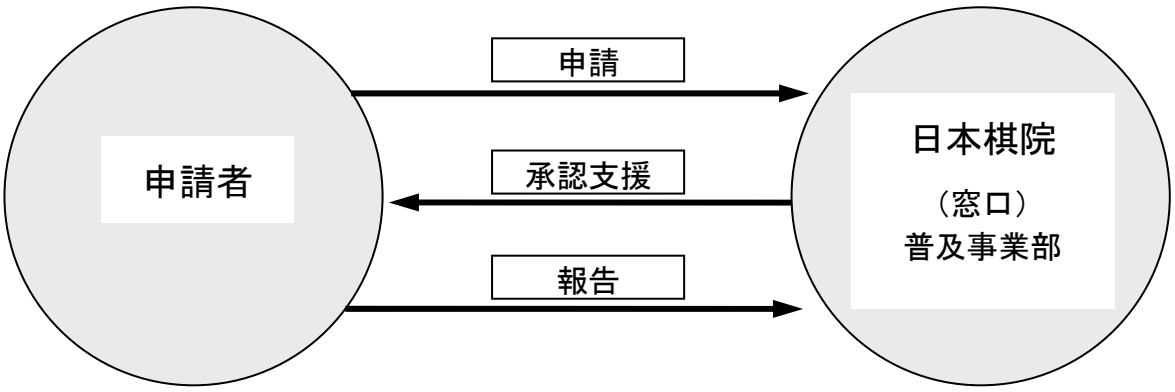
公益財団法人日本棋院 総務人事部

電話 03-3288-8601

囲碁少年少女育英資金（支援事業）に関する事務手続きの流れ

『囲碁の学校教育への導入推進事業』

『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』



申請者（主催者）は、事業計画を立て、①日本棋院へ申請。
日本棋院は、申請内容を審査し、②承認支援の可否を申請者へ通知。
申請者は事業の終了・経過後、日本棋院へ③完了状況報告の順です。

申請から完了状況報告までが囲碁少年少女育英資金に関する事務手続きの流れです。下記事項をお読みいただき、事務手続きを行ってください。

ご不明な点やご相談は日本棋院普及事業部　学校囲碁普及担当までご連絡ください。

【申請する前に】

- 『囲碁の学校教育への導入推進事業』、『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』のいずれか申請する事業を選びます。
- 申請する事業の「主催者要件」「支援対象」を満たしていることをご確認ください。
- 申請する事業の支援内容を選びます。
- 指定された様式を使用し、申請書を作成します。

（申請書はホームページからもダウンロードできます。http://www.nihonkiin.or.jp/ikuei/）

【申請書】

- 『囲碁の学校教育への導入推進事業』の申請書→　申請様式 1-1（または申請 1-3）を使用します。
- 『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の申請書→　申請様式 1-2（または申請 1-4）を使用します。

【申請について】

- 申請は随時受付けております。但し原則として、事業開始3ヶ月前までに申請書を日本棋院普及事業部　学校囲碁普及担当へ郵送してください。
- 申請書は指定の様式（A4判横書き）を使用します。図面等のA3判で作成する書類やその他の添付書類はA4判の大きさに折って綴じ込みます。
- 『囲碁の学校教育への導入推進事業』、『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』それぞれ主催者要件、支援条件を満たしていることをご確認ください。
- 支援事業は単年度で完了するものとし、同支援事業を次年度も継続する場合は新たに申請し、承認を得ていただきます。
- 申請内容を変更する場合は事前に、直ちに日本棋院へ届け出てください。
- 事業の実施にあたり虚偽の申告、または育英資金の目的に反すると日本棋院が判断した場合、支援はいたしません。

【承認支援について】

- 申請書に記入漏れや不備等がある場合、申請書の再提出をお願いすることがあります。
- 当育英資金の支援額合計が年度内予算額に達する場合、または超過する場合は申請を打ち切らせていただくことがあります。
- 棋士の派遣時間は、1日3時間程度とし、棋士の指名はできません。
- 承認後、申請内容を変更する場合は、速やかに日本棋院へ届け出てください。但し申請内容の変更によっては、承認後であっても承認を取消すことがあります。
- 『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の大会等でパンフレット類を作成する場合、当育英資金の支援を受けている旨、表示掲載をお願いいたします。
  （表示例:『協力　日本棋院囲碁少年少女育英資金』）
- 事業の内容または主催者が承認後に著しく変更されたとき、日本棋院の信用を傷つける行為を行ったときは、承認を取消すことがあります。

【完了状況報告について】

- 事業の終了後、または日本棋院から事業の進捗経過報告を請求された日から、2ヶ月以内に完了状況報告をご提出ください。提出がない場合、次回の申請は受付けません。
- 完了状況報告書は指定の様式（A4判横書き）を使用してください。図面等のA3判で作成する書類やその他の添付書類はA4判の大きさに折って綴じ込みます。
- 完了状況報告書の記入事項や添付書類に漏れが無いようにお願いいたします。
- 完了状況報告後においても、日本棋院が成果の波及効果や追跡評価を行う際、調査にご協力していただきますので、よろしくお願い申し上げます。
- 支援事業報告書等に貴団体名、事業内容を掲載し、公表させていただきます。また弊院から囲碁情報等をご案内させていただくことがございますので予めご了承ください。

【完了状況報告書】

- 『囲碁の学校教育への導入推進事業』の完了状況報告→報告様式 1-1 を使用。
- 『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の完了状況報告→報告様式 1-2 を使用。

【問合せ、申請・報告先】 〒102-0076 東京都千代田区五番町 7-2
公益財団法人日本棋院　普及事業部　学校囲碁普及担当係
Tel 03-3288-8725　Fax 03-3261-5841

『囲碁の学校教育への導入推進事業』の申請について

【主催者要件】

- 「囲碁の学校教育への導入推進事業」の主催者(申請者)は、下記のいずれかとする。

> ・学校(小・中・高校)、教育委員会
> ・地方公共団体及びその付属機関

- 主催者が個人の場合は支援対象から外れる。
- また国の機関、特殊法人及び公益法人、またはこれに準じる団体、日本棋院県本部、県連、支部は育英資金の適用から外れるが、普及事業部内の業務において別途相談。

【支援対象】

- 高校生以下の学校で行う授業や囲碁教室・囲碁大会・学校のクラブ活動(10 人以上)を支援対象とする。(支援対象外:日本棋院主催の高校選手権、少年少女大会、小中団体戦、日本棋院主催の囲碁教室、県本部県連・支部主催の囲碁教室・大会、学校囲碁指導員講習会)
- 囲碁用具支援に関しては日本棋院が関与する大学も申請可。

【支援内容】

① 棋士派遣

囲碁教室立上げ時や単発の講師、児童・生徒への囲碁指導、大会表彰挨拶等で1回棋士1人を派遣する。派遣時間は1日3時間程度とする。
棋士の交通費・宿泊費は主催者負担、棋士謝礼は育英資金負担とする。
但し他の機関・団体から謝礼が支給される場合は有料にて派遣とする。

② 囲碁指導員手当て助成

総合学習などの正課授業、または学校部活動で教職者以外の普及指導員、学校囲碁指導員を学校が指導者として依頼し、手当てを支払う場合、学校が支払った手当ての一部を助成する。助成は1回指導員1人までとする。
但し近隣に該当者がいない場合は、普及指導員・学校囲碁指導員以外の外部者も認める場合がある。
助成額は、学校が指導員に支払う手当の半額分とし、1回半額@3,000円を限度とする。(支払った証として領収書のコピーを添付する)
但し他の機関・団体から手当ての助成がある場合は、支援対象から外れる。

③ 囲碁用具支援

- 総合学習などの正課授業や部活動で使用する学校の備品として、囲碁用具や囲碁用具購入を支援する。(年度内で1団体1回の支援を原則とする)
- 日本棋院で取扱う囲碁用具を支援対象とし、総額3万円程度(販売価格)とする。
- 総額が3万円を超える購入品の場合は、主催者(申請者)が差額を負担する。
- 囲碁用具の送料は、主催者(申請者)が負担する。
- 承認後、囲碁用具は必ず日本棋院売店から購入すること。
- 承認以前に購入した囲碁用具は支援対象から外れる。

『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の申請について

【主催者要件】

・ 子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業の主催者(申請者)は、下記のいずれかとする。

・学校(小・中・高校)、教育委員会
・地方公共団体及びその付属機関
・新聞社、放送局
・NPO・ボランティア及び1年以上実績を有する任意団体

・ 主催者が個人の場合は支援対象から外れる。
・ また国の機関、特殊法人及び公益法人、またはこれに準じる団体、日本棋院県本部、県連、支部は育英資金の適用から外れるが、普及事業部内の業務において別途相談。

【支援対象】

・ 高校生以下の子どもを主とした囲碁大会(参加予定 30 人以上)であること。
・ 公募の大会であること。(特定の囲碁教室の大会や公募しない大会は対象外)
・ 営利目的ではないこと。(但し大会参加料は無料・有料を問わない)
・ 宗教、政治活動等を目的としないこと。

(支援対象外:日本棋院主催の高校選手権、少年少女大会、小中団体戦等の子供囲碁大会。県本部県連・支部主催の子供大会、学校囲碁指導員講習会)

【支援内容】

① 棋士派遣

大会審判、大会表彰挨拶、大会付属イベント、児童・生徒への囲碁指導等で、1大会棋士1人を派遣する。派遣時間は1日3時間程度とする。
但し大会規模により派遣人数を増やす場合がある。交通費・宿泊費は主催者負担、棋士謝礼は育英資金負担とする。但し他の機関・団体から謝礼が支給される場合は有料にて日本棋院通常業務範囲で派遣とする。

② 「加藤正夫賞」授与

大会優秀者に「加藤正夫賞」として日本棋院のトロフィー、楯のいずれかを授与する。
授与する加藤正夫賞は1大会1個とする。
なお、大会規模により、また主催者の依頼により大会名称について「加藤正夫杯」の名義使用を許可し、カップを授与する場合がある。

（申請様式 1-1）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人日本棋院 御中

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名　　（印）

『囲碁の学校教育への導入推進事業』の申請

囲碁少年少女育英資金『囲碁の学校教育への導入推進事業』の申請をいたします。
承認を受けた後、貴院が不都合と判断したときは、損害賠償義務なくして、承認を取り消されることを了解いたします。

なお、事業に不測の事態が生じたときは、すべて主催者が法的および社会責任を負担し、貴院には一切迷惑をかけません。

【申請書必須記入事項】

1. 事業の名称
2. 主催者（申請者）
3. 後援等（後援、協賛、企画協力など申請中のものも記入）
4. 目的（事業の目的・趣旨をくわしく記入）
5. 開催期間、場所
6. 事業内容
   ①棋士派遣、②囲碁指導員手当て助成、③囲碁用具支援のいずれか、または複数選択し、くわしく記入。
   ①棋士派遣内容（囲碁教室開催の状況、大会内容、要望内容）
   ②囲碁指導員手当て助成（正課授業・部活動、開催状況、要望内容）
   ③囲碁用具支援（現在の囲碁用具備品状況、要望内容）
7. 申請事業の過去の実績
8. 参加予定人数（大会参加数、部員数）、参加料
9. 団体の連絡先（住所、電話、担当者名）

【添付資料】

1. 募集要項
2. 大会の場合、収支予算表（不足が生じた場合は主催者が負担することを明記）
3. その他参考資料（募集パンフレット、前年度資料など）

囲碁の学校教育への導入推進事業申請書

（囲碁少年少女育英資金申請 1-3）

公益財団法人日本棋院 御中

年　　月　　日

（申請者）
住　　所

団 体 名

代表者名　　（印）

下記のとおり申請致します。

1.　事業の名称	
2.　主催者（申請者）	
3.　後援等	
4.　目的	
5.　開催期間、場所	
6.　事業申請内容	
【棋士派遣、囲碁指導員手当助成、囲碁用具支援のいずれか、または複数選択（〇印）して、内容をくわしく記入】 □ 棋士派遣内容（囲碁教室開催の状況、大会内容、要望内容） □ 囲碁指導員手当て助成（正課授業・部活動、開催状況、要望内容）	

□ 囲碁用具支援(現在の囲碁用具備品状況、要望内容)	
7. 申請事業の過去の実績	
8. 参加予定人数、参加料	大会参加数 部員数 参加料
9. 団体の連絡先	住所 電話 担当者名
10. 備考	

(囲碁少年少女育英資金申請 1-3)

（申請様式 1-2）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人日本棋院 御中

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名　　（印）

『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の申請

囲碁少年少女育英資金『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の申請をいたします。承認を受けた後、貴院が不都合と判断したときは、損害賠償義務なくして、承認を取り消されることを了解いたします。

なお、事業に不測の事態が生じたときは、すべて主催者が法的および社会責任を負担し、貴院には一切迷惑をかけません。

【申請書必須記入事項】

1. 事業の名称
2. 主催者（申請者）
3. 後援等（後援、協賛、企画協力など申請中のものも記入）
4. 目的（事業の目的・趣旨をくわしく記入）
5. 開催期間、場所
6. 事業内容
   ①棋士派遣、②「加藤正夫賞」授与の希望有無を選択し、くわしく記入。
   ①棋士派遣内容（大会内容、要望内容）
   ②「加藤正夫賞」授与（要望内容）
7. 申請事業の過去の実績
8. 参加予定人数（大会参加数、部員数）、参加料
9. 団体の連絡先（住所、電話、担当者名）

【添付資料】

4. 募集要項
5. 収支予算表（不足が生じた場合は主催者が負担することを明記）
6. NPO、ボランティア及び1年以上実績を有する任意団体の場合
   ・主催者団体の規約及び役員名簿
   ・主催団体の沿革及び目的
7. その他参考資料（募集パンフレット、前年度資料など）

子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業申請書

（囲碁少年少女育英資金申請1-4）

公益財団法人日本棋院 御中

年　　月　　日

（申請者）
住　　所

団 体 名

代表者名　　（印）

下記のとおり申請致します。

1.　事業の名称	
2.　主催者（申請者）	
3.　後援等	
4.　目的	
5.　開催期間、場所	
6.　事業内容	
【棋士派遣、「加藤正夫賞」授与のいずれか、または複数を選択（〇印）し、申請内容をくわしく記入】 □ 棋士派遣内容（大会内容、要望内容）	

□「加藤正夫賞」授与(要望内容)	
7. 申請事業の過去の実績	
8. 参加予定人数、参加料	大会参加数 部員数 参加料
9. 団体の連絡先	住所 電話 担当者名
10. 備考	

（報告様式 2-1）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人日本棋院 御中

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名　　（印）

『囲碁の学校教育への導入推進事業』の完了状況報告

平成　　年　　月　　日付け育英資金第　　号にて承認のあった『囲碁の学校教育への導入推進事業』（が終了しましたので下記のとおり報告いたします。）（の進捗状況を報告いたします。）

【申請書必須記入事項】

1. 事業の名称
2. 主催者（申請者）
3. 後援等（後援、協賛、企画協力など記入）
4. 開催期間、場所
5. 実施結果（進捗）の内容
   ①棋士派遣内容（囲碁教室開催の状況、大会内容、参加人数）
   ②囲碁指導員手当て助成（正課授業・部活動の開催状況、参加人数）
   ③囲碁用具支援（囲碁用具備品の使用状況）
6. 団体の連絡先（住所、電話、担当者名）

【添付書類】

1. 教室・大会風景の写真（写真をA4紙に貼るか、または画像データを印刷）
2. 大会開催の場合は大会成績
3. 指導員手当て助成の場合は、領収書の写し。及び助成金の振込先を明記
8. その他参考資料
   （募集のチラシ、パンフレット、掲載新聞の切り抜き、ホームページのプリント等）

（報告様式 2-2）

平成　　年　　月　　日

公益財団法人日本棋院 御中

（申請者）
住　　所
団 体 名
代表者名　　（印）

『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』の完了状況報告

平成　　年　　月　　日付け育英資金第　　号にて承認のあった『子供たちの囲碁大会支援、普及支援事業』が終了しましたので下記のとおり報告いたします。

【申請書必須記入事項】

1. 事業の名称
2. 主催者（申請者）
3. 後援等（後援、協賛、企画協力など記入）
4. 開催期間、場所
5. 実施結果の内容
   ①棋士派遣内容（大会開催の状況、参加人数）
   ②「加藤正夫賞」受賞者
6. 団体の連絡先（住所、電話、担当者名）

【添付書類】

1. 大会風景の写真（写真をA4紙に貼るか、または画像データを印刷）
2. 大会成績
3. 収支決算書
4. その他参考資料
   （募集のチラシ、パンフレット、掲載新聞の切り抜き、ホームページのプリント等）